**堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園**

**指定管理業務仕様書**

令和５年４月

堺　　　市

**目次**

[**１　趣旨** 1](#_Toc129336510)

[**２　施設の内容** 1](#_Toc129336511)

[(1) 堺市民芸術文化ホール 1](#_Toc129336512)

[(2) 堺市翁橋公園 1](#_Toc129336513)

[**３　管理運営の基本的な考え方** 2](#_Toc129336514)

[**４　業務内容** 2](#_Toc129336515)

[(1) 業務体制 2](#_Toc129336516)

[(2) ホール（駐車場を除く）の運営に関する業務 3](#_Toc129336517)

[(3) 文化芸術振興事業 6](#_Toc129336518)

[(4) レストランの運営に関する業務 7](#_Toc129336519)

[(5) 翁橋公園維持管理・活用事業 7](#_Toc129336520)

[(6) 駐車場の管理に関する業務 8](#_Toc129336521)

[(7) 駐輪場の管理に関する業務 8](#_Toc129336522)

[(8) 施設の維持管理に関する業務 8](#_Toc129336523)

[(9) 堺東周辺地域の活性化に資する業務 9](#_Toc129336524)

[(10) その他 10](#_Toc129336525)

[**５　自主事業（任意）** 12](#_Toc129336526)

[(1) 自動販売機等の設置の場合 12](#_Toc129336527)

[**６　市として求める目標・水準** 13](#_Toc129336528)

[**７　添付資料** 13](#_Toc129336529)

　堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

# **１　趣旨**

　　この仕様書は、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

# **２　施設の内容**

# (1) 堺市民芸術文化ホール

ア 施設の名称　　堺市民芸術文化ホール（以下「ホール」という。）

イ 施設の使命　　優れた舞台芸術をはじめ、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成並びに都市魅力の創造及び発信に資するために設置する。

　また、地域の文化資源や市民ニーズ（地域の特性）を踏まえ、地域住民が積極的に参加できるような施策推進や地域における文化交流の促進をはじめ、地域文化を担う人材の育成、子どもが文化芸術に親しむきっかけとなる施設としても期待されている。

　また、堺東駅周辺をはじめとする堺東周辺地域の活性化に寄与する役割等も担っている。

ウ 設置年月　　　令和元年１０月１日

エ 設置場所　　　堺市堺区翁橋町２丁１番１号及び同２号

オ 施設規模　　　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上６階建

①敷地面積　１４，３３３㎡（翁橋公園を除く）

②建築面積　　８，８４８㎡

③延床面積　１９，８１５㎡

カ 施設内容　　　大ホール（２，０００席）、小ホール（３１２席）、大スタジオ、小スタジオ、多目的室、文化交流室、楽屋、交流・創作ガレリア、屋上庭園、レストラン、事務室、備蓄倉庫、駐車場

※詳細な設計図面は参考資料１１とおり。

※市による指定管理者以外への行政財産使用許可部分等については、管理対象外とする。なお、現在、事務所のうち１２６．３４㎡は、公益財団法人堺市文化振興財団が事務所として目的外使用許可を受けたうえで設置しているが、令和６年度以降の取扱いについては、別途協議するものとする。

# (2) 堺市翁橋公園

ア 施設の名称　　堺市翁橋公園（以下「公園」という。）

イ 施設の使命　　緑豊かな憩いの場として、また、ホールへのアプローチ空間として、地域住民や来館者等に癒しを提供する。

　なお、ホールで行われる公演やイベント等と連携し、周辺の商業者や住民、学校等と連携した催しを実施することで、堺東周辺地域を活性化する施設としても期待されている。

ウ 設置年月　　　平成３１年１月１日

エ 設置場所　　　堺市堺区翁橋町２丁１番１号

オ 施設規模　　　３，０８０㎡

※ホールとの一体的な管理が必要であるため、堺市公園条例（以下「公園条例」という。）第２５条の規定により、一括管理を行う。なお、公園は管理協定によって文化部の所管施設となっている。

# **３　管理運営の基本的な考え方**

(1) 堺市民芸術文化ホール条例（以下「ホール条例」という。）第１条に基づき管理を行うこと。

(2)「堺市基本計画２０２５」、「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」及び「第２期堺文化芸術推進計画」の理念に沿って、文化芸術振興事業及び自主事業を実施すること。

(3) 「文化芸術基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の理念に沿って、管理業務を行うこと。

(4) 個人情報の保護を徹底し情報公開を積極的に推進すること。

(5) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(6) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。

(7) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。

(8) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。

(9) 本市の文化力の向上を担う公共施設として、事業の質・内容において公益性・公平性を担保しつつ、施設の稼働率の向上、協賛金や寄付金等の外部資金の積極的な獲得など収益性の確保に努めること。

(10) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。

(11) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。

(12) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

（13）堺東周辺地域の活性化に向けて、周辺店舗や商店街、ホテル、観光事業者等、多様な主体と積極的に連携した事業を実施すること。

# **４　業務内容**

# (1) 業務体制

ア　市との連絡調整体制

業務を行うにあたり、市との円滑な連絡調整が行える体制を整え、市から各種調査や資料作成、現場視察等には速やかに協力すること及び情報共有を密にすること。また、市に対して積極的にサービス改善の提案を行うこと。

イ　事業計画の策定

運営管理業務の実施体制、実施内容、実施スケジュール等を記載した「年度事業計画書」を市に提出し、承認を受けること。

ウ　人員の配置等に関すること

(ｱ) ホールに責任者として館長を１名配置すること。

(ｲ) 主催事業の芸術的内容に関する責任者（芸術監督、プロデューサー等）を１名配置すること。

(ｳ) 施設の運営を行う組織体制については、事業計画に沿って円滑に運営管理業務が実施できるよう、専門的知識を持った人材の採用、配置等を行うこと。

(ｴ) 施設には、甲種防火対策物の防火管理資格を有する管理責任者を１名配置すること。

(ｵ) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、施設における市民サービスの確保に支障がないようにすること。

(ｶ) 従業員に対して施設の管理上必要となる知識・技能を習得させ、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。

# (2) ホール（駐車場を除く）の運営に関する業務

ア　ホール貸出業務

(ｱ) 開館時間及び休館日は、ホール条例第２４条第１項第２号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めた時間とする。

(ｲ) 指定管理者は、開館時間又は休館日を変更しようとするときは、市長の承認を得るものとする。

(ｳ) 使用許可の申請受付等の事務はカウンター等において行うこと。

(ｴ) 市内居住者については申込時期等において優遇措置（市内居住者は市外居住者より1か月早い時期に申込可能）を設けることから、市内居住者が優遇措置を受けるにあたっては、初めてホールを利用する際に利用登録申請書の提出を要請し、その情報管理を行うこと。

(ｵ) 施設の使用許可及び使用許可の取消しは、ホール条例第３条、第４条及び第６条の規定を遵守して適正に行うこと。

(ｶ) 使用許可等は使用許可の手順書又は利用規則等を定めて行うこととし、使用許可の基準は利用者が閲覧できるようにすること。また、使用許可の申請があったときは、速やかに決定すること。

(ｷ) 使用許可の名義は指定管理者とし、申請書等必要な書類は指定管理者において作成すること。

(ｸ) 使用申請の日時に重複があった場合は利用者間の調整を行い、調整がつかない場合は抽選等の手法によって申請者を決定すること。

(ｹ) 指定管理者による管理の開始前に前指定管理者が行った使用許可については引き継ぐものとする。

(ｺ) 大ホールでは、優れた舞台芸術や多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を数多く提供するため、新聞社、放送局などのマスメディアや民間の興行会社などが主催する集客力の高い公演などへの貸出（以下「特別貸館」という。）に対して、市民や文化芸術団体等への貸出（以下「一般貸館」という。）よりも早い時期に特別に貸出受付を行うことができるものとし、稼働率及び利用料金収入向上に努めること。なお、特別貸館については、一般貸館の利用にも配慮し、利用の集中する土日祝のうちの５０％程度の割合にすること。令和４年度の土日祝における大ホールでのそれぞれの事業の配分は下表のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 割合 |
| 主催・共催事業 | １６．７％ |
| 特別貸館 | ３．３％ |
| 一般貸館 | ４８．３％ |
| 使用せず | ３１．７％ |

(ｻ) ホールのブランド向上に資するコンベンション等の誘致に努めること。

(ｼ) ホールの利用者とは、利用日以前に十分に打ち合わせ等を行うこと。また、専門的な技術スタッフ等により、事業の制作・演出や技術面での支援等を行い、芸術文化活動の活性化や水準向上を図ること。

(ｽ) 利用者に対して、堺市施設予約システムによる、施設の空き状況等の案内をすること。なお、施設予約システムの利用については、堺市施設予約システムの利用に関する仕様書（仕様書別紙１）を遵守すること。

(ｾ) 大ホールにて大音量・大振動を伴う公演を実施する場合は、小ホール等への使用に配慮すること。

(ｿ) 市からの優先申込に対し配慮すること。

(ﾀ) 指定管理者は、ＭＩＣＥや学校、事業者等、ホールの貸出について積極的に営業展開を行うこと。

イ　ホール設備等運営業務

ホールの舞台、照明、音響各設備の操作等を安全に、かつ効率的に行えるよう、また施設利用者の目的を最大限に達成できるよう、日常点検及び管理を行い、舞台設備等については、日常整備にも心がけること。

ただし、専門業者による特別な設備の保守点検業務、ピアノの調律は除く。

なお、業務従事者の現状の配置ポストは下記の通りである。利用者サービス維持のため、同等ポストの確保に努めること

① 総括責任者１ポスト

② 舞台技術者６ポスト（内チーフ１ポスト）

③ 照明技術者４ポスト（内チーフ１ポスト）

④ 音響技術者４ポスト（内チーフ１ポスト）

ウ　レセプショニスト業務

常時総合受付に貸館等受付スタッフを配置すること。また、公演の当日には受付スタッフに加えてホール案内スタッフを配置し、次の業務を行うこと。

(ｱ) 座席案内

(ｲ) 施設や公演内容等の説明

(ｳ) 禁止事項等の説明

(ｴ) 入場時のチケットのもぎり

(ｵ) その他ホール案内に関連する諸業務（落とし物の一時預かりやお客様の救護対応、車椅子の貸出し、非常時の誘導補助等）

なお、公演に伴うレセプショニスト業務に関するサービス費用は施設の利用料金に含まれるものとする。

また、業務従事者の現状の配置ポストは下記の通りである。特別貸館・一般貸館については、利用者サービス維持のため、同等ポストの確保に努めること

1. ホール案内業務（公演当日のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | 特別貸館・一般貸館 |
| 大ホール | 全席(2,000席)使用 | １３ポスト |
| １・２階席(1,428席)使用 | ９ポスト |
| 小ホール | | ２ポスト |

② 総合受付業務　２ポスト（常時。公演時も必要）

エ　利用料金の収受業務

(ｱ) ホールの利用に係る料金（利用料金）は、指定管理者の収入とする。

(ｲ) 利用料金の額は、ホール条例第１０条の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。

(ｳ) 原則として、利用料金は前納とする。なおクレジットカードや電子マネー、コード決済等現金を用いないキャッシュレス決済等徴収に係る手数料は指定管理者の負担とする。

(ｴ) 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。

オ　ホール利用案内及び広報等に関する業務

(ｱ) ホール利用のための手引き、パンフレット等を作成すること。

(ｲ) 機関紙の発行、ホームページの制作等による利用者への広報を行うこと。

(ｳ) 市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

(ｴ) 施設における実施事業の広報だけでなく、地域の中心施設として、近隣施設や地域のイベントも含めた、地域全体の活性化を図る広報活動に努めること。

(ｵ) フェニーチェ堺のホームページやＳＮＳ等に、施設の概要や事業内容、利用案内を掲載し、また、定期的な文化芸術の発信を行うよう努めること。

(ｶ) 公演やイベントの通知や各種チケットを先行購入することができる会員組織を周知し、会員の増加に努めること。

(ｷ) 主催公演等のチケットを販売する窓口及びインターネット窓口を設けること。

　現在のチケット販売窓口開設時間：午前９時から午後８時まで。

(ｸ) 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、ホール見学等への対応を行うこと。

(ｹ) 多言語対応を行うこと。

カ　サービス向上及び苦情対応

　　　　ホールを安全かつ清潔に保ち利用者へのサービス向上に努め、利用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応すること。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

# (3) 文化芸術振興事業

ア　公演事業

地域の特性やニーズ等を踏まえ、特色ある実演芸術文化を創造・企画し、都市魅力を発信するため、ホール特有の規模や機能（舞台の広さ、オーケストラピット、舞台吊物等）を効果的に活用し、市民や文化芸術団体等と連携・協力した公演等を開催すること。

【事業例】

・国内外のオーケストラ・オペラ・バレエ

・歌舞伎や文楽等の伝統芸能

・演劇

イ　人材養成事業

指定管理者が主体となり、堺市内にて以下の実演芸術に係る人材養成のための事業や取組を行うこと。

(ｱ) 専門的人材（制作者、技術者、経営者、実演家その他劇場・音楽堂等の事業を行うために必要な専門的な能力を有する者）の養成事業

(ｲ) 地域住民、青少年、児童等を対象にした実演芸術に係る人材養成のための事業

(ｳ) 他の芸術・音楽堂等との人材交流、大学などの学生を対象とする各種インターンシップや大学などへの講師派遣

【事業例】

・市内文化芸術団体等との連携

・アートマネジメント研修会の開催

ウ　普及啓発事業

市民が身近に芸術文化に親しみ、興味を持つことができる機会を提供し、子どもたちが幼少期から優れた舞台芸術に触れる機会とするため、指定管理者が主体となり、実演芸術の普及啓発のための事業を行うこと。普及啓発のための事業には、実演芸術を活用し、観光（交流人口の拡大）、子育て支援、医療、福祉、教育、多文化共生等地域の諸課題に取り組む事業（社会包摂型事業）、茶の湯の文化の振興に関する事業※を含む。

【事業例】

・ワンコインコンサート

・ファミリーコンサート

・バックステージツアー

エ　フェニーチェ堺周年事業

令和６年度がフェニーチェ堺が開館して５周年、令和１１年度が１０周年となるため、広く市民が参加できるような記念事業を提案すること。なお、事業の実施については市と協議の上、その可否を決定する。

※　茶の湯の文化の振興に関する事業・・・平成３０年１０月に制定された「堺茶の湯まちづくり条例」では、茶の湯の文化を「茶の湯において重んじられている、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間及び空間を大切にすること」と定義しており、その振興に資する事業

# (4) レストランの運営に関する業務

ア　飲食の提供については、来館者及び利用者ニーズを踏まえ、必要なサービス提供を行うこと。

イ　営業時間は、利用者の利便性を考慮した時間とし、指定管理者が定め、市へ報告を行うこと。ただし、大幅な変更がある場合は、事前に市と協議を行うこと。

ウ　ホールで公演等が行われていないときでも施設全体が活性化できるよう、ホールにおける公演やイベントとのコラボレーションや広報等による集客に取り組むこと。

エ　施設で行われるレセプション等へのケータリングに対応できること。

# (5) 翁橋公園維持管理・活用事業

ア　維持管理に関する業務

(ｱ) 公園内の樹木、設備、器具備品等については、良好な維持管理を心掛け、適宜、清掃、施設点検・修理、樹木の剪定、除草、施肥、灌水、薬剤散布等を行い、来館者を迎え入れる緑豊かな癒しのアプローチ空間として相応しい良好な環境の維持に万全を期すこと。

(ｲ) すべての人が安全・安心・快適に利用できるよう、維持管理、利用者マナー向上への取り組み、また、苦情・要望への対応等を行うこと。

イ　活用に関する業務

ホールにおける公演やイベントとタイアップした事業や、翁橋公園単独での事業等を実施し、施設全体の活性化に寄与すること。

ウ　使用許可に関する業務

(ｱ) 指定管理者は、公園条例第５条、第１６条及び第２３条に基づき、公園の使用許可を行うこと。なお、利用料金は公園条例第３１条に基づき、指定管理者の収入とする。

(ｲ) 利用料金の額は、公園条例の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。

(ｳ) 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準（募集要項別紙１「堺市公園使用料等減免取扱基準」）をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。なお、減免にあたっては差別的な取扱いがないようにすること。

(ｴ) 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。

(ｵ) 公園施設の設置・管理並びに占有許可は、指定管理業務の範囲外であり、市が都市公園法に基づく許可を行う。また、その占用料は市の収入となる。

# (6) 駐車場の管理に関する業務

ア　ホールの駐車場を管理し、ホールの利用者に利便を提供すること。なお、駐車場を管理するにあたり必要な機器等の設置や設置工事並びに各種申請に関する費用は指定管理者の負担とする。

イ　駐車場の運営時間は、ホールの開館日及び開館時間に準ずるものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは市の承認を得て運営時間を変更できるものとする。

ウ　駐車場の利用者が車両を出場させる際に駐車料金を徴収すること。ただし、無料スペースとして別に設置している障がい者用駐車場利用者は除く。

エ　駐車料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。なお、減免にあたっては公平公正な取扱いをすること。

オ　利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。

# (7) 駐輪場の管理に関する業務

施設の駐輪場及びバイク置場を管理し、施設の利用者に利便を提供すること。なお、催物により、自転車等による来場者数が多数見込まれる場合は、一時的に翁橋公園等を活用し、駐輪の整理に努めること。

# (8) 施設の維持管理に関する業務

ア　適正な維持管理

施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期し、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。なお、施設修繕料の決算額が各年度の予算額を超過した場合、市は追加で支払いを行わない。

イ　備品等の貸与及び購入

現に施設に設置している器具備品については、本市が指定管理者に無償で貸与する。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置することとする。

　　ウ　保守点検業務

　　　　施設、設備等の法定点検は施設・設備保守管理及び日常警備等業務一覧（別紙２）のとおり実施すること。また、その他の保守点検、整備等については、施設の快適な環境の維持、利用者の安全確保の観点から、別紙２のとおりの業務を行うこと。

　　エ　施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。

オ　ホール全体の活用への取組

大ホール２階ホワイエやビュッフェカウンター、空中歩廊、屋上庭園等ホール全体を活用した取組を進めること。なお、ビュッフェカウンターは主催事業では原則として営業すること。

カ　脱炭素実現に向けた取組

本施設は国から脱炭素先行地域の対象施設に認定されており、以下の脱炭素実現に向けた取組みに協力すること。

(ｱ) 市と事業者の間で、当該事業者が所有する太陽光発電設備を設置し、当該設備が発電した電気を本施設で使用し、使用分の電力を購入する電力契約を締結することを定めた基本協定書を締結した場合は、本施設においては、上記事業者と太陽光発電で発電された電力購入契約を締結し、その不足分について小売電気事業者から電力調達を行うこと。なお、不足分について小売電気事業者から電力調達を行う際には、市と協議の上、再生可能エネルギーやCO2 フリー電気の供給を受けること。

(ｲ) 上記太陽光発電設備に関しては、太陽光発電設備を所有する事業者が設置・維持管理・保守点検を行うため、施設の入館及び作業日程の調整に応じること。

キ　現地調査

市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

　　ク　文書作成業務

貸館に伴う収入・稼働率・入場者数等に関する統計を作成すること。その他施設の管理運営に係る文書を作成すること。

# (9) 堺東周辺地域の活性化に資する業務

堺市民芸術文化ホールは単なる文化芸術の活動の場、鑑賞の場という施設ではなく、堺東周辺地域の活性化に資する施設であることが求められている。地元自治会、商店街、官公庁、一般事業者等とコラボレーションし、普段文化芸術に触れる機会のない市民が目的を持たずとも、入りやすく、過ごしやすい雰囲気の形成を心がけ、年間最低３回は堺東周辺地域の活性化に資する事業を実施すること。

また、指定管理業務として主体性を持って事業のコンセプトや具体的なイメージ（企画案）について、必要となる体制等も含めて提案し、事業を実施すること。

# (10) その他

ア　緊急時等への対応

(ｱ) 日常警備

　　　施設の管理業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を別紙２により適切に行うこと。

(ｲ) 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

(ｳ) 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

また、市から指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、その場合、適切に対応すること。

(ｴ) 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底し、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

(ｵ) 避難所等開設時の対応

災害等により本施設が災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に基づく避難施設に指定されている施設（以下「避難所等」という。）として開設される場合は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、市が行う避難所等の開設及び管理運営に関し必要な協力を行うこと。

(ｶ) 災害時における給水活動のための施設使用の協力水道協定

大規模災害時における給水活動従事者のための宿泊施設等の提供に協力すること。また、実施にあたっては、別途本市及び堺市上下水道局と協定書及び費用負担に関する覚書を締結するものとする。

イ　関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、市と情報交換、業務の調整等を図る定期会議を２か月ごとに開催する。また、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行い、市の要請に応じて連絡会議等に出席すること。

また、堺市内をはじめとする近隣の文化施設や文化芸術団体、地域団体等関連機関との連携などを図り、良好な関係を維持し、地域全体の文化芸術の振興に寄与するよう努めること。

ウ　目的外使用許可

ホールの目的外使用許可は指定管理者の業務の範囲外であるため、市が堺市行政財産の目的外使用許可に関する条例に基づき許可を行い、その使用料は市の収入となる。

エ　規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

オ　保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険（及び昇降機賠償責任保険）に加入すること。

なお、保険内容等は下記のとおりとする。

(ｱ) てん補限度額

（施設賠償責任保険）

・対人賠償　被害者１名当たりのてん補限度額　１億円以上

１事故全体のてん補限度額　１０億円以上

・対物補償　１事故全体のてん補限度額　１億円以上

（昇降機賠償責任保険）

・対人賠償　被害者１名当たりのてん補限度額　１億円以上

１事故全体のてん補限度額　１０億円以上

・対物補償　１事故全体のてん補限度額　１億円以上

(ｲ) 被保険者名　堺市及び指定管理者

(ｳ) 保険期間　　指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入でも可とする。）

カ　全国公立文化施設協議会等への加盟

指定管理者は、全国公立文化施設協議会等に加盟すること。協議会等が発行する資料の収集や主催する研修会等への参加に努め、市との情報共有を図ること。

キ　街路灯バナーの管理に関する事務

指定管理者は、翁橋３号線、国道３１０号等の街路灯バナー設置に必要な書類提出やバナー管理を適切に行うこと。

ク　市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

# **５　自主事業（任意）**

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属することとする。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。施設の管理業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても毎月の定期報告書で報告を行うこととする。

なお、指定管理者が本施設の土地や建物を利用し自動販売機等の設置等を実施する場合は、公有財産賃貸借契約締結等の手続きをし、必要な貸付料を市に支払うこと。

# (1) 自動販売機等の設置の場合

　　　地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、本市が指定管理者に対し市有地の一部を賃貸借契約により貸し付ける方法とする。

ア　貸付期間

５年（指定期間内を上限として、貸付の期間満了後も引き続き物件の借り受けが認められる場合がある。）

ただし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとし、指定管理者の指定の取消し等となった場合は、本契約についても解除する。

イ　仕様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置可能場所 | １階エントランスロビー（1,400㎜×820㎜×2） | | |
| １階大ホール楽屋ラウンジ（1,400㎜×650㎜） | | |
| １階小ホール楽屋ラウンジ（1,400㎜×820㎜） | | |
| ２階大ホールホワイエ（1,400㎜×850㎜） | | |
| ３階文化交流室ホワイエ（1,400㎜×740㎜） | | |
| 外形寸法  （設置可能寸法）  （１台） | 面積0.75㎡  未満 | 目的外使用料  （年額　税抜） | 屋内  9,000円 |
| 面積0.75㎡以上1.25㎡以下 | 目的外使用料  （年額　税抜） | 屋内  18,000円 |
| 面積1.25㎡を  超えるもの | 目的外使用料  （年額　税抜） | 屋内  18,000円に面積1.25㎡を超える部分について  0.1㎡までごとに  1,800円を加算した額 |
| その他 | ・酒類は販売しないこと。  ・設置する自動販売機のうち１台については、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供する機能を備えたものとすること。 | | |

ウ　手続き

指定管理者が市の承認を得て、自動販売機等を設置することになった場合は、速やかに次の書類を市に提出すること。

(ｱ) 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

(ｲ) 取扱商品一覧表

(ｳ) 空き缶等のリサイクル方法

・自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

・リサイクル工程（収集運搬、処分方法のわかるもの。)

　　エ　その他

(ｱ) 自動販売機等を設置した場合は、転倒防止措置を講じ、利用者の安全確保のため、毎日設置状況を点検確認すること。

(ｲ) 自動販売機等に異常があった場合は、自動販売機等の撤去など利用者の安全確保を重視して適切かつ迅速に対応すること。

(ｳ) 事業実施に係る電気料金は、指定管理者が施設で使用した光熱水費の料金と併せて支払い、実費として専用メーターにて計測した使用量により計算した額を自主事業に係る経費に計上すること。なお、専用メーターの設置及び維持管理に係る一切の費用は、指定管理者の負担とし、有効期限を経過したメーターは使用しないこと。

# **６　市として求める目標・水準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | | 目標・水準 |
| ① 適正な管理運営の確保に関する目標 | 利用者数 | | 利用者数４７．８万人以上 |
| 施設  稼働率 | 大ホール、小ホール、大スタジオ | 稼働率８０％以上 |
| その他諸室 | 稼働率６５％以上 |
| ② 利用者サービスの向上への取組に関する目標 | 利用者の満足度 | | 満足度９０％以上 |
| ホームページのアクセス数 | | ２３０万件以上 |
| ③ 収支に関する目標 | 利用料金 | | １４０，０００千円以上 |
| 入場料収入 | | １９０，０００千円以上 |

※　上記目標は指定期間中、毎年度の目標・水準とする。

※　堺市基本計画２０２５において、文化施設の利用者数として１，５００，０００人を目標としている。フェニーチェ堺の利用目標者数は全体の約1/3を占めるため、積極的に利用者数の増加に努めること。

# **７　添付資料**

（仕様書別紙１）堺市施設予約システムの利用に関する仕様書

（仕様書別紙２）堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園　施設・設備保守管理及び日常警備等業務一覧